

解体・建設作業等の実施にあたって

墨田区都市整備部環境担当環境保全課

解体・建設作業等は、騒音や振動、粉じんにより近隣住民の方々の、生活環境を著しく損ねる原因となることがあります。極力、丁寧に工事を行い、近隣住民の迷惑にならないよう努めてください。

作業の際には、以下の点に留意してください。

法律・条例の基準を遵守するだけでなく、**騒音・振動を極力低減できる工法や機械**を採用してください。

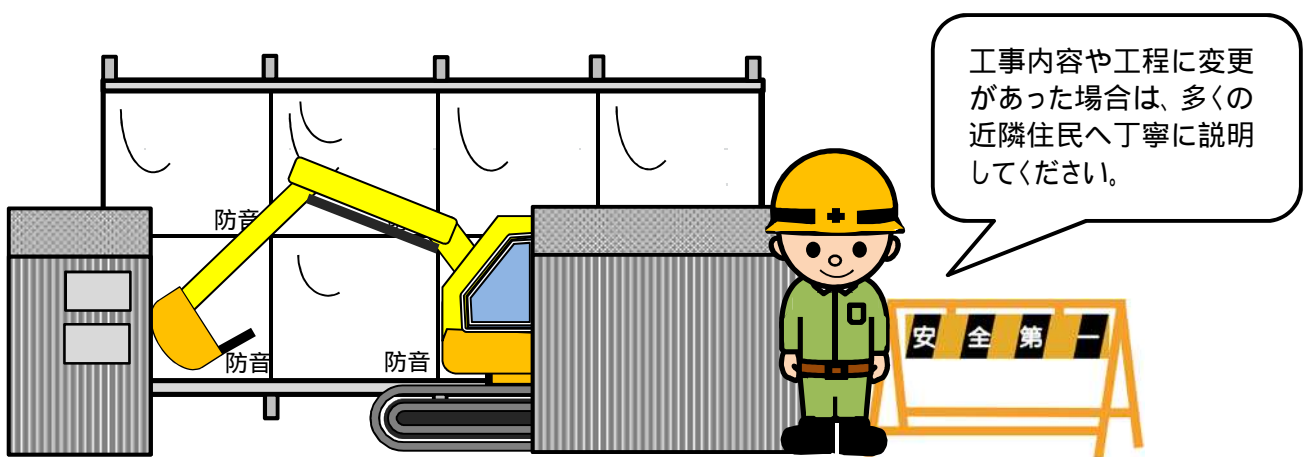
可能な限り**防音パネル、防音シート等の防音措置**をしてください。

工専用機器の点検、整備を実施し、不要な騒音・振動の発生を減らしてください。

重機を使用する際は、振動の発生を減らすため、**移動を少なくして丁寧な運転**を心がけてください。

要綱の規定により、建築物等の解体、改造または補修をする場合、工事の受注者(元請業者)は、**石綿(アスベスト)が使用されているか事前調査**を実施しなければなりません。また、**調査結果は発注者に書面で説明し、工事現場に掲示**する必要があります。

解体工事の際は、粉じんの発生を抑えるため、**十分に散水**しながら作業してください。



特定建設作業の工期延長が見込まれる場合、必ず届け出た作業実施期間内に裏面問合せ先までご連絡ください。

近隣トラブルの未然防止について、裏面をご確認ください

裏面へ

近隣トラブルの未然防止には、以下の取組みも必要です。

工事概要等を説明する範囲を広げ、より多くの近隣住民へ説明する。

着工前だけでなく、特定建設作業等の特に大きな騒音が発生する作業の開始前や、工期・作業時間の延長等の場合は、近隣住民へその都度説明する。

苦情や問合せにすぐに対応できるよう体制を整えておく。

現場敷地外から見やすい場所に、工事の概要、期間、責任者氏名及び連絡先等を掲示する。

工事用車両を停車または駐車する際は、アイドリングストップを励行する。

解体工事中は周辺に散水を行い、特に粉じん発生部には十分に実施してください。



特定建設作業、解体等に伴う騒音・振動・粉じん及びアスベストについてのお問い合わせ

墨田区都市整備部環境担当 環境保全課 指導調査担当

電話：03(5608)6210 ファックス：03(5608)1452 電子メール：KANKYOU@city.sumida.lg.jp

建設リサイクル法及び建築物の解体工事の事前周知についてのお問い合わせ

墨田区都市計画部 建築指導課 構造担当

電話：03(5608)1307 ファックス：03(5608)6409 電子メール：KENCHIKUSIDO@city.sumida.lg.jp